年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認島根地方第三者委員会分

1	$今回\sigma$	んちゃ	++ 4	.生心	カ海田
	7 1410	JAVY".	ת כו נ	/== L	/

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

4 件

国民年金関係 4件

島根厚生年金 事案602

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和50年4月1日に、同社B支店(現在は、A社C支店)における資格取得日に係る記録を同日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和50年3月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、事業主は、申立人に係る昭和50年4月の厚生年金保険料を納付する 義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和28年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月1日から同年5月1日まで

昭和49年4月1日から現在までの期間において、A社に継続して勤務しているが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社C支店が保管する人事個人票、経歴書及び社員名簿、並びに同社の回答、雇用保険の被保険者記録及びD国民健康保険組合の加入記録から、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務し(昭和50年4月1日にA社本社から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和50年2月及び同社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の同年5月の記録から確認できる標準報酬月額から、8万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社本社は昭和50年3月については不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、申立人に係る同年3月については明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所(当 時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺 事情が無いことから、行ったとは認められない。

さらに、昭和50年4月については、A社C支店が保管する、同社B支店が独自に作成したとする厚生年金台帳から、事業主が申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日を同年5月1日として社会保険事務所に対して届け出たことが確認できるところ、同社C支店は、当該被保険者資格の取得日を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る同年4月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年11月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月から39年3月まで

昭和37年10月頃、A市区町村(現在は、B市区町村)において国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、自治会を通じて納付していた。近所の手前、申立期間の保険料を未納にしていたとは考え難く、申立期間の国民年金保険料が未納と記録されていることに納得できないので、申立期間を国民年金保険料の納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の国民年金保険料は、自治会を通じてA市区町村に納付したが、遡って保険料を納付したことはない。」と主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間後の昭和39年12月23日にA市区町村で払い出されていることが確認でき、当該払出し時点において、申立期間の国民年金保険料は過年度保険料となり、制度上、市区町村は収納できない上、B市区町村は、「申立期間当時、A市区町村では、過年度分の国民年金保険料は取り扱っていなかった。」と回答していることを踏まえると、申立人は申立期間の保険料を自治会を通じてA市区町村に納付することはできなかったものと推認できる。

また、申立期間当時、A市区町村が管理していた申立人に係る国民年金被保険者名簿の昭和37年度及び38年度に係る検認台紙欄に、未納であることを示す「未」が記載されていることが確認できる上、当該被保険者名簿の記録はオンライン記録と合致している。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和39年12月以前の期間において、前述の払出簿に申立人の氏名は無く、このほかに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたこと を示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の国民年 金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。 これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの期間、50年10月から51年3月までの期間、同年10月から52年3月までの期間及び54年2月から55年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和28年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年1月から同年3月まで

② 昭和50年10月から51年3月まで

③ 昭和51年10月から52年3月まで

④ 昭和54年2月から55年4月まで

申立期間①から④までの期間に係る国民年金保険料については、A市区町村から送付された督促のハガキの到達を契機として、同市区町村の窓口において納付した。

しかし、申立期間①から④までの期間に係る国民年金保険料が未納と記録されているので、申立期間①から④までの期間について、国民年金保険料の納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市区町村が管理していた申立人に係る国民年金被保険者名簿及び国民年金保険料収滞納一覧表に、申立期間①から④までの期間に係る国民年金保険料が未納と記録されていることが確認できるところ、当該記録は、特殊台帳の記録及びオンライン記録と符合している。

また、申立人は、「申立期間①から④までの期間に係る国民年金保険料は、全てA市区町村の窓口で納付した。金融機関等他の窓口で納付したことはない。」旨を主張しているところ、国民年金被保険者台帳管理簿及び前述の被保険者名簿の記載から、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和49年7月頃にA市区町村において払い出されたものと推認でき、当該払出し時点において、申立期間①の国民年金保険料は過年度保険料となる上、同市区町村は、「申立期間①から④までの期間当時において、当市区町村の担当課窓口における収納業務は、現年度保険料に限り取り扱っていた。」と回答していることから、申立期間①の国民年金保険料は、申立人が主張する方法(A市区町村の

窓口で納付)による納付はできなかったものと推認できる。

さらに、改正原戸籍の附票から、申立人は、申立期間①から④までの期間を含む昭和49年1月から56年2月までの期間において、A市区町村に住所地があったことが確認でき、この間、申立人に同居の親族はおらず、親族から当時の状況を聴取することができない上、申立人が申立期間①から④までの期間中、勤務していたとする事業所の事業主も、「申立人の国民年金保険料の納付状況については不明である。」と供述している。

このほか、申立人が申立期間①から④までの期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間①から④までの期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①から④までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年7月、同年8月及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和33年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年7月及び同年8月

② 昭和58年12月

申立期間①はA事業所に、申立期間②はB事業所に勤務したが、両事業所において厚生年金保険の適用が無かったので、私の母が、C市区町村において両勤務期間に係る国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も母が納付してくれたと記憶している。

しかし、申立期間①及び②の期間について、国民年金の未加入期間と記録されているので、申立期間①及び②の期間について、国民年金への加入及び当該期間の国民年金保険料の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「母が、C市区町村において、申立期間①及び②の期間に係る私の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ってくれた。」と主張しているが、申立人が所持する年金手帳に記載された申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の者の資格取得日から、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和60年11月19日以降に払い出されたと推認できる上、C市区町村が管理していた申立人に係る国民年金被保険者名簿及び同市区町村が管理している申立人の「C市区町村年金記録、磁気媒体データ」には、申立人が初めて国民年金の被保険者資格を取得した日は同年9月1日と記録されており、当該記録はオンライン記録と合致していることから、同年9月1日までは国民年金に未加入の期間であり、申立期間①及び②の期間の保険料の納付書は発行されず、国民年金保険料を納付できない上、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認できる時点においては、申立期間①の国民年金保険料は、時効により納付できない。

また、申立人の母親が国民年金の加入手続を行ってくれたとする申立期間 ①及び②の期間を含む昭和57年4月から60年2月までの期間について、C市 区町村に係る国民年金手帳記号番号払出簿を確認しても、申立人の氏名は無 く、ほかに申立人の母親が、当該申立期間において、同市区町村で申立人に 係る国民年金の加入手続を行ったことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間①及び②の期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとする申立人の母親は故人であり、申立期間①及び②の期間当時の国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況について聴取することができない上、申立人の母親が、申立期間①及び②の期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間①及び②の期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年10月から41年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月から41年6月まで

母が、昭和37年10月にA市区町村(現在は、B市区町村)において、国 民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も母が私の兄の分と一緒に納付 していたにもかかわらず、申立期間が国民年金の未加入期間と記録されて いる。

申立期間の国民年金への加入及び国民年金保険料の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「国民年金の加入手続は、母が、昭和37年10月にA市区町村で行った。」と供述しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和44年1月24日以降に、資格取得日を41年7月1日としてA市区町村において払い出されていることが確認できるほか、申立人の母親が加入手続を行ったとする37年10月から申立期間の終期である41年6月までの期間において、当該払出簿に申立人の氏名は無く、申立人が所持する国民年金手帳記号番号とは別の記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらない。

また、B市区町村が保管していた国民年金被保険者名簿には、国民年金被保険者資格の取得日が「昭和41年7月1日、強制、新規」と記載されているほか、当該被保険者名簿の検認記録欄には、昭和36年4月から申立期間の終期である41年6月までの期間は、「/」の表示が確認できることから、申立期間はA市区町村において国民年金の未加入期間として管理されていたことがうかがえる上、当該被保険者名簿の記録は、特殊台帳の記録及びオンライン記録と符合している。

さらに、申立人が所持する、申立人の母親から受け取ったとする国民年金 手帳には、資格取得日が「昭和41年7月1日」、被保険者の種別が「強制」、 手帳発行日が「昭和44年2月4日」と記載され、当該国民年金手帳の昭和43 年度から46年度までの国民年金印紙検認記録欄に、A市区町村の日付入り検 認スタンプが押されており、当該記載内容及びスタンプ日付は、前述の被保 険者名簿の記録と符合している。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続及び申立期間に係る保険料の納付を行ったとする申立人の母親は故人である上、申立期間当時、住民票上の住所地に居住していた申立人の兄及び申立期間のうち、昭和40年頃までA市区町村役場に勤務していたとする申立人の姉は、「申立人に係る国民年金の加入手続及び申立期間の保険料納付については、記憶がないので分からない。」旨を供述しており、申立期間に係る国民年金保険料の納付状況等について、関連資料及び供述を得ることができない。

このほか、申立人の母親が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。